



日医発第1703号（介護）  
令和8年1月26日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の仕組みについては、第38回（令和7年度）国家試験より導入され、本会からも日医発第403号（令和7年6月4日付）にて情報提供しているところです。

今般、厚生労働省より、出入国在留管理庁と協議を行った結果、介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長の対象となる条件等やQ&Aについて、別添の通り示されましたので、お知らせいたします。

第38回介護福祉士国家試験より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

- ①当該試験において1パート以上合格している、かつ
- ②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とするとのことです。

なお、詳細については下記の厚生労働省HPに掲載されておりますので、ご参照ください。

<厚生労働省HP>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension)

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、都市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について（令8.1.21 社援発0121第10号 厚生労働省社会・援護局長通知）

- ・パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について（概要）
- ・介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&Aの送付について（令8.1.21 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 事務連絡）

社援発 0121 第 10 号  
令和 8 年 1 月 21 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公印省略 )

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について

介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）においては、令和 6 年 9 月に「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」でとりまとめられた報告書の提言を受け、国家試験の科目をいくつかのグループ（以下「パート」という。）に分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該パートの受験を免除するパート合格（合格パートの受験免除）の仕組みが、第 38 回（令和 7 年度）国家試験より導入される。

また、出入国在留管理庁では、令和 7 年 9 月 30 日に出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）及び特定技能外国人受入れに関する運用要領を改正し、特定技能 2 号評価試験等に不合格となつた「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「1 号特定技能外国人」という。）のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、通算在留期間の上限である 5 年を超えて本邦に在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当するものとし、通算在留期間が 6 年に達するまで本邦に在留することを可能とする運用を行つてゐる。

今般、出入国在留管理庁と協議を行つた結果、国家試験においてパート合格（合格パートの受験免除）をするなど下記三の条件等を満たす者については、下記四のとおり、当該運用の対象となるために必要な手続を行うことができる措置を講ずることとしたので、各自治体におかれでは、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等への周知徹底方をお願いする。

なお、本通知については、出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 一 介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する基本的な考え方について

1 号特定技能外国人については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）の表の法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動の項の下欄第 1 号において、当該在留資格をもって在留した期間が、原則として通算して 5 年に達していないことが定められているが、介護分野以外の一部の特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。）では、通算在留期間の上限がない在留資格「特定技能 2 号」が設けられている。

一方、介護分野においては、在留資格「特定技能 2 号」は設けられていないものの、「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」を行うことができる通算在留期間の上限がない在留資格「介護」が設けられており、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、介護福祉士として登録された者については、当該在留資格をもって本邦に在留することが可能となっている。

介護福祉士の登録に当たっては、国家試験の合格が必要であるところ、この国家試験の受験要件として、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号において、3 年以上介護等の業務に従事した者であることが必要であることから、1 号特定技能外国人の通算在留期間の上限である 5 年間では、国家試験の受験回数が限られていることなどに鑑み、今般、下記三の条件等を満たした場合に、当該運用の対象となるために必要な手続を行うことができる措置を講ずる。

### 二 特定技能所属機関における責務について

一にみるとおり、1 号特定技能外国人については、当該在留資格をもって在留した期間が、原則として通算して 5 年に達していないことという基本的な考え方に基づき、今般の措置については、翌年度の国家試験合格に向けて特例的に行うものである。そのため、特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）においては、対象者が翌年度の国家試験合格に向けて意欲をもって就労及び学習に取り組めるような環境整備や、国家試験合格へ向けた学習支援等を計画的に行うことが必要である。

### 三 介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人が当該運用の対象となる条件等について

本通知により、当該運用の対象となるために必要な手続を行うことができるのは、以下の①及び②の条件等を満たした場合である。

#### ① 対象者に関する事項

##### (ア) 対象者の国家試験の結果に関する事項

介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人で、5 年の通算在留期間に達する前の最終年度に国家試験を全パート受験しており、かつ、その翌年度の国家試験合格に向けた学習意欲があり学習の振り返りができるいる者うち、5 年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験において以下の(i) 及び(ii) の両方の基準を満たしている者であること。

(i) 1 パート以上合格している者

(ii) 総得点に対する合格基準点の 8 割以上の得点がある者

##### (イ) 5 年の通算在留期間経過後の在留継続期間中の事項

5 年の通算在留期間経過後の在留継続期間中に、以下の(i)～(iii) のいずれも誓約していること。

(i) 国家試験の合格に向けて精励し、かつ、国家試験を受験すること

(ii) 国家試験に合格した場合、速やかに在留資格「介護」の在留資格変更許可申請を行うこと

(iii) 国家試験に合格できなかった場合、速やかに帰国すること

#### ② 特定技能所属機関が実施する事項

特定技能所属機関が、対象者を引き続き雇用すること。

加えて、二の趣旨に鑑み、対象者を受け入れている特定技能所属機関においては、支援責任者による学習計画を作成すること。

学習計画は、対象者の 5 年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験受験時点におけるこれまでの学習の評価を踏まえ、特定技能所属機関の実情に応じて、自己学習環境の整備や地域の講座・研修機会の活用等を検討し、学習計画（別紙様式 2）にて個々の学習の習熟度を踏まえ対象者ごとに作成すること。

また、学習計画には、翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計

画及び国家試験対策に係る講座・研修等を受講する予定を含むこと。さらに、支援責任者は、対象者と面談を行う等これまでの学習について振り返りを行い、対象者の意向を踏まえた上で、対象者とともに学習計画を作成すること。

#### 四 厚生労働省による文書等の確認について

三の条件等を満たす場合には、当該運用の対象となるために必要な手続として、厚生労働省に対し確認依頼を下記のとおり行うことができるものとする。

なお、特定技能所属機関において、本確認依頼の対象者が複数人いる場合には、特定技能所属機関においてとりまとめた上で送付すること。

##### ① 確認依頼書類の準備

必要事項を記載の上、以下の（ア）～（エ）の書類について厚生労働省に送付すること。

なお、（イ）については、原本は翌年度以降の国家試験受験の際に必要となるため、対象者が管理すること。

- (ア) パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る確認依頼書（別紙様式1）
- (イ) 受験した年の「介護福祉士国家試験結果等について」の写し
- (ウ) 在留カード（表面）の写し
- (エ) 学習計画（別紙様式2）

##### ② 確認依頼書類の送付期限

①の確認依頼書類の送付期限は、受験した年の4月末日までとする。（締切当日消印有効）

なお、対象者本人の在留期限が迫っているなど、地方出入国在留管理局に速やかに在留期間更新申請を行う必要がある場合には、上記送付期限を待たずして直ちに送付すること。

本確認依頼に係る詳細な内容及び送付先については、厚生労働省のホームページを参照されたい。

##### 【URL】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/kaigo\\_tokuteiginou.extension](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo_tokuteiginou.extension)

## 五 厚生労働省による確認後の手続について

厚生労働省による確認の結果、三に規定する条件等を満たすものと厚生労働省社会・援護局長が認める場合には、「パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書（別紙様式3）（以下「結果確認通知書（別紙様式3）」という。）」を発行するため、発行された「結果確認通知書（別紙様式3）」及び出入国在留管理局が示すその他必要書類を添付の上、地方出入国在留管理局に在留期間更新許可申請を行うこと。

なお、在留期間更新許可の最終的な決定は、地方出入国在留管理局が行うため、当該「結果確認通知書（別紙様式3）」が発行されたことをもって在留期間の更新許可を保証するものではない。

(別紙様式1)

パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する  
1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る確認依頼書

厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（社援発0121第10号令和8年1月21日）に基づき、確認を依頼します。

記

1. 対象者

氏名：

生年月日：

国籍等：

在留カードの番号：

令和 年 月 日

特定技能所属機関名：

特定技能所属機関所在地：

特定技能所属機関代表者名：

2. 支援責任者

氏名：

施設名：

電話番号：

3. 結果確認通知書返送先

〒〇〇〇一〇〇〇〇

(別紙様式2)

## 学習計画

対象者氏名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_

在留カードの番号 : \_\_\_\_\_

### 1. これまでの学習方法（対象者が記載する）

これまでの学習方法	
対象者	

### 2. これまでの学習方法の評価（支援責任者が面談等を行い記載する）

	氏名及び役職	これまでの学習方法の評価
支援責任者	(氏名)  (役職)	

### 3. 今後の学習計画（支援責任者が面談等を行い記載する）

	これまでの学習方法とその評価 を踏まえた今後の学習計画	受講予定国家試験対策講座等
支援責任者		<p>介護福祉士国家試験合格のための今後の支援など該当するものに☑して下さい。</p> <p><input type="checkbox"/>各都道府県や職能団体が実施する介護福祉士国家試験対策講座・研修 (受講済みの場合は除く)</p> <p><input type="checkbox"/>上記以外の外部で開催された介護福祉士国家試験対策講座・研修 (受講済みの場合は除く)</p> <p><input type="checkbox"/>模擬試験の受験及び受験結果の振り返り</p> <p><input type="checkbox"/>介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>

令和　　年　　月　　日

以上の学習計画を作成したので、これに基づいて、（対象者氏名）  
\_\_\_\_\_が翌年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指すための学習体制を確保し、適切な支援を実施します。

支援責任者（自署）

翌年度の介護福祉士国家試験を受験するとともに、以上の学習計画を十分に理解したので、これに基づいて、翌年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指して精励します。

また、翌年度の介護福祉士国家試験に合格した場合には、速やかに在留資格「介護」の在留資格変更許可申請を行うとともに、合格できなかった場合、速やかに帰国することを誓約します。

対象者氏名（自署）

(別紙様式3)

社援発〇〇第〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇〇殿

厚生労働省社会・援護局長

パート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書

下記の者については、「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（社援発0121第10号令和8年1月21日）の要件を満たしていることを確認したため通知する。

記

氏 名 〇〇〇〇〇

生 年 月 日 (西暦) 年〇〇月〇〇日

国 籍 等 〇〇〇〇〇

在留カードの番号 ●●●●●●

注意：本通知書は地方出入国在留管理局における在留期間更新許可申請に使用するものであり、それ以外の用途には使用できない。

注意：本通知書の有効期限は、上記発行日より1年間である。

# パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

第38回介護福祉士国家試験（令和8年実施）により、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通常5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全ノートを受験し、  
①当該試験において1ノート以上合格している、かつ  
②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある等の一定の要件（※）を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする。（※）その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験すること約する
- ・特定技能所属機関において学習計画（翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む）を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

＜例：令和3年7月就労開始の場合＞

1年目 (R3.7～R4.6)	2年目 (R4.7～R5.6)	3年目 (R5.7～R6.6)	4年目 (R6.7～R7.6)	5年目 (R7.7～R8.6)	6年目 (R8.7～R9.6)
就労開始		実務経験3年 + 実務者研修受講 →介護福祉士国家試験の受験資格取得	介護福祉士国家試験 受験① →不合格	介護福祉士国家試験 受験② →不合格	介護福祉士国家試験 受験③ 要件該当の場合 最長1年延長可

- ・合格の場合→在留資格「介護」に変更可能  
※速やかに変更許可申請を行つ
- ・不合格の場合→帰国

事務連絡  
令和8年1月21日

都道府県  
各 指定都市  
中核市  
市区町村

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&Aの送付について

「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（令和8年1月21日付社援発0121第10号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「令和8年1月21日通知」という。）において、介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する条件等について周知したところですが、以下のとおりQ&Aを作成しましたので、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等に対する周知についてお取り計らいを願います。

No.	質問	回答
1	通算在留期間の延長に関する措置の適用については、いつの介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の結果で判断されるのか。	1号特定技能外国人が5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験（以下「5年目の国家試験」という。）の結果で判断される。
2	通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験においては、前年度までの国家試験において	令和8年1月21日通知に基づき、在留期間更新の申請を行う場合、5年目の国家試験の結果において、1パート以上合格し、かつ、総得点に対する合格基準点の8割以上の得点

	<p>てすでにパート合格をしている場合であっても、全パート受験しなければいけないのか。</p> <p>があることが求められるため、不合格パートのみの受験ではなく、全パート受験したい。</p> <p>※ 4年目にパート合格、5年目に全パート受験した場合の取扱いは以下の通り。</p> <p>(ア) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、Bパート・Cパートを合格した場合  ⇒ A～Cパートのいずれも合格していることから、国家試験に合格した扱いとなり、在留資格「介護」への変更が可能。</p> <p>(イ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たす場合  ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならないが、令和8年1月21日通知の基準を満たすことから、令和8年1月21日通知に基づく手続を行うことができる。</p> <p>(ウ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たさない場合  ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならず、また令和8年1月21日通知の基準も満たしていないため、通算在留期間の延長も不可。</p>
--	--